

第15号様式(規則第6条関係)

催 物 開 催 届 出 書

令和〇年〇〇月〇〇日

那覇市〇〇消防署長宛

届出者

住 所 那覇市〇〇△丁目△番△号
(電話 098-123-4567)

氏 名 那覇市 次郎

下記のとおり劇場等以外の建築物その他工作物において演劇、映画その他の催物を開催するので、那覇市火災予防条例第59条の規定に基づき届け出ます。

防対象 火物	所在地	那覇市〇〇△丁目△番△号		
	名 称	〇〇体育館	本来の用途	15項
使 用 箇 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造	
	1階運動場	1,350 m ²	パイプ椅子	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要	消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯		
使 用 目 的	映写会			
使 用 期 間	令和〇年〇〇月〇〇日から 令和〇年〇〇月〇〇日まで	開 催 時 間	09時30分から 16時00分まで	
収 容 人 員	250 名	避難誘導及び消火活動に 従事できる人員	20 名	
防火管理者 氏名	那覇市 太郎	映 写 技術者	氏名 免許 番号	
その他の必要な事項	1. 会場内の禁煙とする 2. 避難誘導方法等については、別紙のとおり ※必要に応じ提出			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄			

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 使用する防火対象物の略図を添付すること。

催物開催届の留意事項

根拠法令：火災予防条例第59条第1項第3号、火災予防条例施行規則第6条第1項第3号

対象の催物	<p>劇場等以外の建築物その他工作物で演劇、映画その他の催物を開催する場合に提出する届出書です。</p> <p>ただし、関係者のみで開催し、不特定多数の者が参加しないものについては除きます。</p>
開催詳細	<p>下記の催物を開催する場合は、届出が必要です。</p> <p>劇場等以外の建築物内での催物</p> <ul style="list-style-type: none">・屋外に工作物を設置する（観覧者を収容するテント、仮設の観覧席、仮設ステージ等）催物、映画、演劇、音楽、スポーツ、その他の見せ物など・劇場等以外の建築物内での催物（体育館、倉庫等）
催物の例	<ul style="list-style-type: none">・販売会、商談会、説明会、展示会、ディナーシャー、コンサート、各種イベント等々
その他必要事項欄へ記載	<p>当日の緊急連絡先（主催者、責任者等）</p> <p>※確実に連絡の取れる連絡先を記入してください。</p>
提出書類等	<ol style="list-style-type: none">1 催物開催届出書2 タイムスケジュールがわかるもの3 催物開催場所の地図、建物の略図及び避難経路等<ul style="list-style-type: none">・入口と出口、避難口を矢印で示すこと。・消火器の位置を示すこと。・間仕切り（パーテーション）の位置、高さを示すこと。・誘導灯の視認障害とならないようにする。・陳列台、ワゴン、仮設ステージ、テーブル、椅子の位置間隔を示すこと。・通路幅員を示すこと。・スタッフの配置場所（混乱を避けるための誘導係等を置く場合。）・会場からの最短の避難口、避難階段までを矢印で示すこと。
注意事項	<p>催物開催届出書は、催物開催日の3日前までに提出してください。</p> <p>また、催物開催に際し、露店等を開設して対象火気器具等を使用する場合には、併せて『露店等の開設届出』も必要になります。</p>